

文化八^{辛未年}(二八二一年)十月

解脫上人六百年御忌法事建札関連書類(控)一綴り 寄託文書一四七号

解説 文化九年に行われた解脫上人六百年忌に関し藤堂藩加判奉行所へ提出した報告書、願書等の写しや原稿を綴じ込んだ冊子である。

解脫上人の遷化は建暦三年(二二一三年)二月三日で六百年目は一八一三年となる。当初六百年忌を文化八年(一八一一年)に行う予定でその準備を進め、文化七年には奉行所へ法要執行の願い出をおこなった。

藤堂藩記録「序書類編」の文化七年十一月十九日の条に

「笠置中興解脫上人六百年忌に付法要執行願出候事」

と記録されているが、文化八年一月に文殊院住持の不祥事(内容不明)が起こり中断した。そのため年忌を一年遅らせることとし、再度許可願いを出していたところ、文化八年一月二十日に文殊院耕道の入牢処分が行われ事件の決着をみたので、その直後の一月二十四日に許可が出され、ここに法事の建札願いを各奉行所へ出す手筈となった。

この建札については「序書類編」、文化八年十二月二十八日の条に

「笠置山中興開山遠忌ニ付京大坂江建札願等之儀申越候事

右京都ニ而建札願方の義委細古市より申越候事」

とある。

六百年忌に関しては、出だしに文殊院住持不祥事により一年延期の決定を行い、その後建札願いをめぐる役所との軋轢、それに起因する福寿院住持の謹慎、事後報告を怠ったこ

とによる譴責、謹慎など多難続きであった。

建札場所が上野、京都、奈良、大坂と多方面にわたったため関係する奉行所も多く、文殊院の住持は入牢、追放処分到处せられていたため福寿院と多聞院の住持二人で折衝にあたっていたが、後には福寿院住持も謹慎し、当事者は多聞院一人となっていた。補助者として末寺の住持たちも応援したようであるが、徒歩で京、大坂、奈良、伊賀上野などを廻って慣れない奉行所と神経を使う交渉をするのは大変だったと思われる。

次ぎに各奉行所との折衝概容を資料により時系列的に纏めた。

- 文化七・一一・二五 加判奉行所へ六百年忌の文化八年三月執行を願出(その一)
- 文化八・一一・一九 文殊院耕道不祥事のため、六百年忌を文化九年三月まで延期願出(その一)
- 文化八・一一・二〇 文殊院耕道不祥事吟味のため入牢(序書類編 文化八年一月二十日の条)
- 文化八・一一・二四 六百年忌の文化九年三月までの延期が許可される(その一)
- 文化八・一一・二二 加判奉行所へ法要執行、境内での辻内、小見せ物、建札の許可願出(その一)
- 文化八・一一・二一 法要執行許可により建札場所の各奉行所へ添翰依頼、建札内容報告(その二)
- 文化八・一一・二一 法要執行許可され各奉行所への建札添翰依頼。奈良奉行所へ建札願出(その三)
- 文化八・一一・〇〇 加判奉行所へ奈良奉行所から許可をもらったことを報告(その四)
- 文化八・一一・〇二 伊賀上野奉行所へ建札願出提出。即刻許可となり天神宮へ建札(その五)
- 文化八・一一・〇二 伊賀上野奉行所より添翰受領、その夜帰山(その五)
- 文化八・一一・〇二 伏見奉行所へ建札願出(その六)
- 文化八・一一・〇二 堀川役所を訪問した所、京都奉行所へ行くようとの指示。筆工より法養執行の許可が必要であるとの指摘があり急飛脚で享和四年の毘沙門堂再建の願い書を取り寄せ(その六)

- 文化八・一一・一 京都奉行所へ先例書持参。奉行所預かりの手続き(その六)
- 文化八・一一・二 早朝、京都奉行所から呼び出し。事情説明(その六)
- 文化八・一一・三 午前、京都奉行所へ。奉行面談(その六)
- 文化八・一一・四 京都奉行所へ。再度建札願出提出(その六)

文化八・一一・五
 文化八・一一・六
 文化八・一一・七
 文化八・一一・八
 文化八・一一・九
 文化八・一一・一〇
 文化八・一一・一一
 文化八・一一・一二
 文化八・一一・一三
 文化八・一一・一四
 文化八・一一・一五
 文化八・一一・一六
 文化八・一一・一七
 文化八・一一・一八
 文化八・一一・一九
 文化八・一一・二〇
 文化八・一一・二一
 文化八・一一・二二
 文化八・一一・二三
 文化八・一一・二四
 文化八・一一・二五

午前に京都奉行所公事方役人へ説明（その六）
 朝、建札持参で京都奉行所へ。許可後建札。午後大坂奉行所への添翰受領。指示により願書を西役所へも提出。その夜許可の旨堀川役所へ説明（その六）
 大坂へ下る（その六）
 大坂奉行所へ。付添人同道でくる旨の指示（その六）
 付添人同道で大坂奉行所へ願書提出。許可されて日本橋詰に建札（その六）
 京都奉行所へ大坂への建札無事終了の旨、経過報告（その六）
 伏見奉行所へ建札願。許可される（その六）
 伏見京橋へ建札（その六）
 十月二十九日から十一月十六日までの経緯を古市奉行所へ報告（その六）
 京都奉行所への対応不行届の旨にて加判奉行所よりお呵りを受ける（その七）
 多聞院が加判奉行所へ福寿院赦免願（その七）
 六百年忌を文化九・三・二一、二二、二三、二四、二五まで執行（その八）
 奈良奉行所、興福寺へ建札引取願、許可されて即日引取（その八）
 京都奉行所へ法要終了報告、建札引取願。福寿院不始末の赦免願を提出（その九）
 大坂奉行所へ法要終了報告、建札引取願（その九）
 京都奉行所へ。報告延引につきお呵りを受ける（その九）

以下寄託文書に基づき、個別にみていくこととする。

一 連書類綴りの表紙 虫食いあり

解脱上人六百年御忌^ニ付
 伊州表古市表^{并大}□□□□

京大坂建札等諸□□□□□□
 未十月□□□□□□□□□□

(その一)

解説 もともと文化八年(一八一一年)に執行するべく前年に藩の許可をとっていたが、一八一一年春に文殊院住持に不都合があり、そのため日延べして文化九年(一八一二年)三月に執行するよう許可をとりなおした。

本件は解脫上人六百年忌を文化九年(一八一二年)三月に執行すべく再度確認の意味で許可をとり建札の願いをおこなったものである。

建札の場所は地元笠置と奈良、伊賀上野、京都、大阪に及ぶ。衰亡に向かっていたとはいえ、まだまだ笠置寺は三都にその名を知られ、参拝客を集めていたことが窺われる。

原文

奉願上口上書

一当寺中興解脫上人六百年御忌法事来申年(一八一二年)征当之所、当未(一八一一年)三月ニ取越法事執行仕度旨、去午(一八一〇年)ノ十一月廿五日ニ奉願上候処、御聞濟被成下難有奉存□(一字虫食い)候処、当春文殊院不埒ニ付、御□□(二字欠)留被成下候段、一山一統恐入奉存(これにつき藤堂藩記録、庁書類編文化八年(一八一一年)正月二十日の条に「笠置山文殊院耕道吟味筋付ニ付古市ニ而揚り屋入申付候事、右耕道追院之義伺出候は未六月十四日也」とある)、来申三月迄日延願、当正月十九日ニ指上候処、同廿四日ニ御聞届被成下、難有奉存候、右ニ付、所々取置候建札、引取置申候、然ル所、前段申上候通、上人六百年忌征当ニ御座候間、来申三月廿一日ヨリ三七日之間、本堂ニおゐて法要修行仕度奉存候、右之段、御聞濟被成下候様奉願上候、右法事ニ付、参詣為致度奉存候間、為賑之、於境内辻打(大道で見世物興行を

する際に人寄せのために打つ太鼓・囃子・江戸語辞典)小見世物等為致度奉存候間、此段御許容被成下候ハ、難有奉存候、右ニ付建札仕候場所

南都猿沢池之辺

奈良町札場之辺

伊賀上野御城下

京都者五条橋詰

大坂者日本橋詰

南笠置坂口并北笠置

右場所江相立て候様奉存候間、右之段奉窺候、何卒右願之通、御許容被成下候ハ、一山一統難有奉存候、以上

文化八辛未年(一八一一年)十月二日

笠置寺惣代

福寿院

御加判御奉行所

(その二)

解説 (その一) によって大筋の許可がとれたので、加判奉行所に対し建札場所を再度確認した。ただ藤堂藩以外については個別に許可をとる必要があるため藤堂藩加判奉行に添翰を依頼し、個別に折衝することとなった。
また建札内容についても報告した。

原文

建札願 地頭へ(薄く書かれている)

奉願口上書

来申三月廿一日ヨリ四月十二日まで解脱上人六百年之御忌相勤度旨、先達而奉願上候処、早速御許容被成下難有奉存候、右ニ付、建札仕度場所、南笠置坂口、北笠置、南都猿沢池之辺者興福寺六方へ相届申度候、伊賀上野御城下、京都へ五条橋詰、大坂者日本橋詰、右之通夫々相届申度奉存候、伊州、京、大坂、右三ヶ所之義へ御添翰奉願上候、右之段、御聞濟被成下取、今日南都表弐ヶ所相届申度奉存候、右建札文言、左之通御座候、

当寺中興解脱上人六百年

御忌法事執行

從來申三月廿一日ヨリ四月十二日迄

法要令修行者也

文化八未年(一八一一年)十月

城州鹿鷲山

笠置寺役者

右之通ニ御座候、何卒右願之通、御聞濟被成下候様奉願上候、以上

文化八未年(一八一一年)十月二十一日

惣代 福寿院

御加判御奉行所

(その三)

解説 奈良坂町、興福寺猿沢池の辺への建札につき奈良奉行所へ願ひ出。奈良奉行所からも既に一年前に許可を受けて建札していたが、一旦引取り（これについては既に一月に許可済み）、再び建札願ひを提出した。猿沢池辺は興福寺支配地のため興福寺に願ひ書を届けるとしている。

原文

御当所の願書

奉願上口上書

一当山中興解脱上人六百年御忌法事之義、来申三月相勤可申候処、当未三月ニ申度奉存、御当所奈良坂町并興福寺猿沢池ノ辺、建札相立申度段、去年ノ十一月廿五日ニ御願申上候所、御聞濟被成下候間、則右式ヶ所建札立置候、然ル処、当春ニ至リ当山ニ差支之義御座候ニ付、来申ノ三月迄日延之義、地頭表へ相願候処、被聞届候ニ付、右式ヶ所へ建置申候建札、一先引取申度候段、当正月廿五日御願申上候所、御聞濟被成下、右建札引取置申候、然ル所、前段申上候通、来申年、解脱上人六百年征当ニ御座候間、来申ノ三月廿一日ヨリ三七日之間、当山於本堂、法要修行仕度奉存候、右ニ付、御当地奈良坂町并興福寺猿沢池之辺へ建札相建申度、尤猿沢池之辺者興福寺六方支配所之地ニ付、同所へ相届候様可仕候、右之段御許容被成下候ハ、難有奉存候、以上

未（一八一一年）十月廿一日

藤堂和泉守殿領分

城州笠置寺惣代

御奉行所

福寿院

(その四)

解説 奈良奉行所、興福寺から建札願いが許可されたことを加判奉行所に報告。京都へは二十七日に、大坂へは京都奉行所の許可後出向くことになり、添輸の下付を願い出た。伊賀城下へは二十六日から赴き建札する予定となっている。

原文

右之通差上候処、聞濟御座候間、勝手ニ建札致様被仰付、尚又御添輸之御返書慥ニ受取、夫より興福寺六方沙汰所、中蔵院江罷越、左之通、御上書差出し申候以上、

口上書

一当山解脱上人明申年、六百年御忌ニ付、来申三月廿一日ヨリ四月十二日迄、当山於本堂法要修行相勤度奉存候、右ニ付、御当地猿沢池之辺、為知札建札仕度様奉存候ニ付、此段口上書を以、御届出可申候、何卒右之段、御承知被下候様奉願上候、以上

文化八年(一八一一年)十月

笠置山

福寿院 印

興福寺六方御沙汰

中蔵院御役人中

右之通差出候処、被承知候間、勝手ニ建札致様被申聞候、只今罷帰リ候間、此段御届奉申上候以上、

一伊州表へも当廿六日ヨリ罷越、建札仕度奉存候、京都之義者当廿七日ヨリ罷越、京相濟次第、直様、大坂へ罷越度奉存候間、何卒夫々御添輸被下置候様奉願上候、以上

未(一八一二年)十月

笠置寺 福寿院 印

御加判御奉行所

(その五)

解説 同し藤堂藩であるが、笠置寺を直接所管するのは奈良の古市役所(藩の出先機関)であるため、城下に建札することを上野の奉行所に願ひ出、そのことを加判奉行所に報告した。ここまで事は支障なく進んでいた。

原文

伊州建札願古市へ帰リ返事

御届申上候口上書

一当月廿六日伊州江罷越、御奉行所江建札之願書、御添翰指上申候処、早速御聞届被成下難有、則町役人江相届、直様、天神宮ニ建置申候、然ル処、廿七日ニ午刻御奉行所ヨリ御返翰被下、慥ニ受取其夜帰山仕候間、今日御返翰奉差上候、尤上野御奉行江差上申候願書左之通御座候、

奉願口上書

一当山中興解脱上人御忌法事之儀、来申年征当之所、取越未三月ニ相勤申度奉存、去ル午十一月廿八日、御当地於天神宮ニ建札致度段、御願申上候処、御聞濟被成下難有、則天神宮ニ建札立置申候、然ル処、当春ニ至リ、当山ニ差支之義御座候ニ付、来申ノ三月迄、日延之義、古市表相願候処、御聞届被下候ニ付、右之趣当御奉行所江相届候上、右之建札引取申上候、前段申上候通り、来申年、解脱上人六百年征当ニ御座候間、来申二月廿一日ヨリ三七日之間、当山於本堂ニ法要修行仕度奉存候、右ニ付、御当地天神宮ニ建札相立申度奉存相願

候、右之段、御許容被成下様奉願上候、以上、

文化未年(二八一年)十月廿六日

笠置山惣代

多聞院 印

御奉行所

右之通り書附差上相濟申候間、右之段、御届奉申上候、以上

未十月廿八日

笠置寺

多聞院 印

御加判御奉行様

(その六)

解説 以下は京都、大阪、伏見の奉行所をまわり、それぞれ許可を得て建札を行った経緯についての加判奉行所への報告である。

十月二十八日伏見に泊まり、翌二十九日に京都の治安を担当する京都所司代(堀川屋敷)に藤堂藩の添書をもって訪問したが、奉行所へ願い出るようにいわれ、建札願いの書類作成を筆工に頼んだところ、筆工からまず六百年忌法要の願い書が先だと指摘される。

笠置寺としては法事願いは既に藤堂藩に提出済みで、今回は建札願いだけを認めて欲しいとその趣旨を説明したが、筆工は山城国ではそれは認められない。海住山寺(解脱上人が笠置寺から移り住んだ寺。おそらく解脱上人六百年忌にあたり同じ願いを出していたのだろう)も同様だったと言われ、急飛脚で享和四年(二八〇四年)に行われた多聞院毘沙門堂の入仏供養の際の許可願い書を取り寄せ、十一月一日に建札願書と享和四年の先例書と共に提出した。本来ならば一度帰寺して加判奉行所に伺いをしてからこれをすべきだったと事後的ではあるが謝っている。

翌二日に奉行は書類を受け取り、三日に一件は認められ、四日、正式に建札願いを提出し、やつと六日に五条橋詰に建札が終わった。

休む暇もなく、七日には大坂へ下り、八、九日と大阪奉行所に日参して願い書を出し、九日に日本橋詰めへ建札が終わった。

以上にて帰寺、十三日には加判奉行所へ報告し、今度は十五日に伏見奉行所を訪れ京橋詰めに建札することの願いを出し、翌十六日に伏見での建札が終了した。

建札がすべて終了して十九日に伊賀へ向かつて加判奉行所に報告をおこなった。

原文

(注、加判奉行所への説明文)

京大坂伏見ヨリ古市表へ、帰リ届

乍恐口上書

一先達而京都表、大坂表建札ニ付、御添翰頂戴仕、先月廿八日ニ伏見泊リ、翌廿九日ニ堀川御屋敷へ参リ、右添翰差上候処、勝手ニ御役所へ願出候様被仰付候、夫ヨリ筆工勘三郎方へ参リ、解脱上人遠忌ニ付、為知札願書相頼候処、勘三郎申候ニ者まつ法事願相濟候上、建札願致様申候、併法事のことニ候ハ、不及建札ニ候様申候、何卒靈仏靈宝為拜之義計加へ、相願候ハ、御取上可有之申候、入仏供養之節之願書控、勘三郎方留帳調呉候ハ、入仏供養之願書指上、御聞届之上、建札願、例ニ相成有之間、願書出候様申候ニ付、法事願ハ御地頭様ニ相濟有之、建札願計ニ罷越候間、建札願之願書、認呉候様相願候所、其義者御聞届無之、山城一国者まつ御役所へ相願、御聞届之上ならては建札願等致候義難出來、近年海住山なとも同様之事ニ候旨申候故、早速享和四年之控(享和四年、毘沙門堂が再建され、毘沙門天入仏供養、靈宝為拜の願をおこなった際の願い書。寄託文書一三七、一三八号、注一)、急飛脚を以、多聞院方江取被遣差越候処、勘三郎被申候通り、入仏供養之願書指上、建札願差上御座候ゆへ、無是悲(「非」か。是非なく)奥ニ入御覽候通、願書差上申而、至一応罷帰リ、(加判奉行所へ)御伺申上候上相願可申候所、不調法仕奉恐入候、

享和四年（一八〇四年）二月 寄託文書一三八号

一当寺山内毘沙門堂之義ハ楠正成守本尊、毘沙門天安置仕来リ候処、右堂及破損候ニ付、修復為助力来ル三月廿四日ヨリ日数十五日之間、右毘沙門天、此外靈仏靈宝等為拝并右日限中、結縁灌頂執行仕度奉願候、御許容被成下候ハ、難有可奉願候以上

享和四年（一八〇四年）二月

藤堂和泉守殿領分

城州相楽郡

鹿鷲山笠置寺

年預 多聞院

付添 福寿院

京奉行所へ之願書

乍恐口上書

一当寺中興解脱上人六百年忌ニ付、来ル申三月廿一日ヨリ三七日之間、法事執行仕度、依之右日限中、楠正成之守本尊毘沙門天其外靈仏靈宝等、為拝申度、則御地頭表へも御届申上、此段奉願上候、何卒右之通、御許容被成下候ハ、難有奉存候、以上

藤堂和泉守殿御領分

城州相楽郡笠置寺一山惣代

文化八年未年（一八一一年）十一月二日

福寿院

付添

多聞院

御奉行所

先例書

一楠正成之守本尊毘沙門天其外靈仏靈宝為拝之義、享和四年三月廿四日ヨリ日数十五日、為拝申度、

奉願、御聞届被成下候、以上

（注、加判奉行への説明文）

右之通願出、十一月朔日ニ方内部屋ニテ御帳付ニ致置、同二日明六ツ前之御呼出し、請書印形致歸リ候、右刻限ニ罷出、正五ツ時ニ方内部屋ヨリ朔日御帳付之願書被下、御奉行御前へ持参差上候処、御奉行様右願書、私へ読為聞上候と被仰候、上候と被仰候者受取候と被仰候事ニ御座候、夫ヨリ玄関横手御節下之間（使者の間）ニ差控候所、公事方御役人ヨリ被仰候ニは先旅宿へ引取様被仰、其日ハ夫切ニ罷歸リ候、其夜方内部屋ヨリ明三四時、御呼出之差紙参り、三日巳之刻ヨリ罷出候様申上趣同前段之通り、御前ニテ御奉行様、私へ右願書読為聞、右願之通聞届たと被仰候、夫ヨリ御節下ニ控居候処、公事方御役人被仰候ニハ建札願、建札之文書御調被成、当方ニ罷歸リ候、同四日建札願差上候文書は左之通、

原建札願

乍恐口上書

一当寺中興解脱上人六百年忌ニ付、来ル申三月廿一日ヨリ三七日之間法事執行中、楠正成之守本尊、毘沙門天其外靈仏靈宝等為拝申度旨奉願、御許容被成下難有奉存候、依之左之ケ

所へ建札仕度奉存候、尤大坂日本橋詰へ建札之義、罷リ下リ彼地御役所江御願申上度奉存候間、大坂表へ御添翰被下置候様奉願上候、且又伏見南都之儀者、彼地御役所へ御願申上度奉存候ニ付、此段御届奉申上候、何卒右之趣御聞届被成下候ハ、難有奉存候、以上

城州相楽郡笠置寺一山惣代

文化八年(一八一一年)十一月五日

福寿院

御奉行所

付添

多聞院

当山中興解脱上人六百年

御忌法事執行

并楠正成守本尊毘沙門天

靈仏靈宝等来申ノ從三月

廿一日ヨリ四月十二日迄令拜見

者也

未十一月

城州相楽郡

鹿鷲山笠置寺 役者

建札之ヶ所

一 五条西橋詰

一 北笠置并南笠置坂口

一 大坂日本橋詰

一 伏見京橋詰

一 南都興福寺境内猿沢池之辺

合六ヶ所

(注、加判奉行所への報告)

右之通建札願出、公事方御役人江差上候、明五日ニ罷出候様被仰、五日五ツ時罷出候処、建札願相濟、明六日昼後ニ大坂御役所への御添翰相渡候様被仰候ハ、六日朝、松尾佐兵衛御方へ建札持参ニテ参候所、松尾佐兵衛御方ヨリ中座、老入御付被下、五条橋詰へ建札致候、同昼後ヨリ御役所へ罷出、暮方ニ大坂へ之御添翰頂戴仕候間、公事方被仰候ニは右法事願書、建札願書共相認、西役所へ差出候様被仰候ニ付、両通西役所へも差上相濟、右御聞濟之様子、堀川御役所へ其夜ニ御届候上、伊州御地頭様ヨリ之御添翰之御返書、慥ニ頂戴仕候而七日ヨリ大坂表へ下り、八日ニ七里口倉兵衛様へ当御奉行様ヨリ之御添翰差上候処、御取次被仰候ニハ、右之段承知致候間、御昼後ヨリ付添人遣し候間、夫々同道ニテ御役所江参様被仰、九日昼時分ヨリ出掛ケ山田屋源吉と申候人、付添人ニ被遣、同人同道ニ而御役所へ罷出候而寺社御役人方へ願書差出差上候文書、左之通

乍恐口上書

藤堂和泉守殿御領分

城州相楽郡

鹿鷲山笠置寺惣代

福寿院

大坂当所出候願

乍恐口上書

一当寺中興解脱上人六百年忌ニ付、来ル申三月廿一日ヨリ三七日之間、法事執行中、楠正成之守本尊毘沙門天并靈仏靈宝等、為拝申度旨京都御奉行所江奉願候処、御許容被成下候、右ニ付、御当地日本橋詰へ建札仕度奉存候、此段御許容被成下候様奉願上候、尤京都御奉行所様ヨリ之御添翰奉差上候、右願之通御聞届被成下候ハ、難有奉存候、以上

城州笠置寺

福寿院 印

文化八未年（二八一一年）十一月九日

（注、京都奉行所への報告）

一当寺中興解脱上人六百年忌法事中、毘沙門天其外靈仏靈宝等為拝ニ付、為知大坂日本橋詰へ建札仕度旨願上御聞濟之上、御添翰被下置難有奉存候、依之大坂御役所様へ右御添翰差上、日本橋詰へ無滞建札仕候、則大坂表ヨリ之御添翰頂戴、帰京仕候ニ付、右御添翰奉差上候、以上、

十一月十三日

笠置寺

福寿院 印

御奉行所

（注、加判奉行への報告）

右之通京御役所へ帰り、届錫無滞相済申候、十四日雨天、十五日伏見へ下リ伏見御奉行所へ差上候願面、

乍恐口上書

藤堂和泉守殿御領分

城州鹿鷲山笠置寺惣代

福寿院

（注、伏見奉行所への許可願い）

伏見御奉行所へ

一当寺中興解脱上人六百年忌ニ付、来ル申三月廿一日ヨリ三七日之間、法事執行仕度奉存候、右ニ付、楠正成之守本尊毘沙門天、其外靈仏靈宝等、為拝申度段、京都御役所へ奉願上候所御聞届被成下候、右法事ニ付御当地京橋北詰ニ為知之建札差出申度、此段奉願上候、何卒右願上之通御聞届被成下候様ハ、難有奉存候、以上

笠置寺

福寿院

文化八未年（二八一一年）十一月十五日

御奉行所

建札之写

当山中興解脱上人六百年

御忌法事執行

并楠正成守本尊毘沙門天其外

靈仏靈宝等来申三月廿一日

四月十二日迄令拝見もの也

未十一月

笠置寺 役者

右之通ニ御座候

(注、加判奉行所への報告)

右之通願候処、御聞届有之、同十六日ニ伏見京橋へ建札致置候、
京都表、大坂表、先達而御添翰被下置難有、無滞所、相済、右御両所様ヨリ之御返翰奉差
上候、以上

文化八年(二八一一年)十一月十九日

笠置寺

福寿院

御加判御奉行所様

(その七) 寄託文書一四八号

解説 一連の六百年忌の書類であるが別閉じとなっている。

京都町奉行所との折衝について、福寿院の対応が加判奉行所に問題とされ謹慎処分に処
せられた。しかし文殊院も住持追放のため無住で、多聞院住持一人にては寺務が執り行わ
れないため福寿院住持の謹慎処分の赦免を願ったものである。加除訂正がなされていて表
現に苦勞の跡が偲ばれる草稿である。

福寿院の処分について、「序書類編」、文化九年(二八一二年)正月二十九日の条に

「笠置寺福寿院知仍心得違之義ニ付遠慮申付、多聞院豫瑞呼出し先々住匡泉義、役所を欺し候
義相頭、多聞院之世牌相除候様(注、代々の住持名から除くこと)申付候段源太左エ門より
申越候事」

と記されている。なお多聞院の処分は、本件の建札とは関係ない。

原文(注、括弧内は下線部分訂正前の部分。走り書きで判読しがたい部分があり、不正確なところがあ
る)

奉願上口上書

福寿院智仍義

当山解脱上人御忌法事ニ付、京都御奉行所江建札之願書ニ付、彼是(不調法)不埒之義共御
座候(有之候)ニ付、
御地頭様ヨリ右願書御調中、福寿院他参留被仰付奉恐入候、然ル所(処)去月廿五日ニ罷為
召遣急度可被仰付之所(右不調法之義共)御憐愍を以、御呵之上遠慮被仰付、越度相愼候様

重々奉恐入、其後越度相慎罷在候、何卒御憐愍を以、遠慮御赦免被成下様奉願上候、無程御忌法事も相成、拙僧老人ニテハ甚不行届ニ御座候間、何卒御赦免之儀（赦免被成下、難有仕合奉存猶以慎居候、然ル処山内無人故、拙僧甚多用ニ付難洩致居候、何卒右愼之義も御赦免被成下候様）奉願上候、右願之通、右御許容被成下候ハ、重々難有可奉存候、以上、

文化九_甲年（一八一二年）二月四日

笠置寺

多聞院

御加判御奉行所様

（その八） 寄託文書四三四号

文化九年（一八一二年）四月十五日

解説 建札準備のための各奉行所との折衝は困難を極めたが、六百年忌は無事終わったようである。ただし法要の記録は残されていない。

本文書は奈良と伊賀上野の建札引き取りの一件を上野の奉行所へ報告したものの。一連書類とは別綴りにて保存されている。奈良での引取が終わった後、福寿院は上野へ、多聞院は京都奉行所へ出張した。京、大坂、奈良、上野と広範囲に出歩かねばならないため、文殊院無住で人手不足の笠置寺は子院まで動員した。

文化九年一月に出された福寿院の謹慎処分は四月になっても解けず（その九参照）、福寿院が伊賀上野へ出向いたのは已むをえない処置として出ていったものと思われる。あるいは代僧が出向いたのであろうか。

概要を述べると、六百年忌も終わったので建札引取のため上野の奉行所へ伺いを出したところ、それぞれ所轄の奉行所へ願い出るように指示された。これを受けて福寿院代理として子院の西福寺がまず四月十五日に奈良奉行所と興福寺に建札引取の願い書をだして、即日撤去、十九日に帰山してその旨福寿院に報告。

上野の建札についてもすぐ福寿院が願い出るべきところ病気のため、四月二十一日暮れ時に上野に到着して翌二十二日に願い書をだして直ちに引き取り、二十三日に帰山したとある。

原文

(注、全体として加判奉行所への報告)

御届奉申上候口上

当山中興解脱上人御忌法事之義満日仕候間、当月迄南都建置札共、十五日ニ

御届奉申上口上之覚

当山中興解脱上人御忌法事之義先達満日仕候間、処々江建置候為知建札之向、引取申度段、当御役所様へ奉窺候処、所々夫々引取其趣書上候様被仰付奉畏候、当月十五日九ツ時南都御当所へ罷出、書付差上候趣左之通

乍恐口上書(注、内、奈良役所へ出した口上書)

一当三月廿一日ヨリ三七日之間、当山中興解脱上人六百年御忌法事ニ付、御当所奈良坂町并興福寺猿沢池之辺へ建札相立申度段、去未十月廿二日御願申上候処、御聞届被成下難有奉存候、然ル処、右法事も無滞相勤申候ニ付、右式ヶ所へ建置候建札引取申度奉存候、尤猿沢池ノ辺之義へ興福寺六方沙汰所へ相届引取申度、此段御届奉申上候、御聞届被成下候ハ、難有奉存候以上

城州笠置寺惣代

文化九年(一八二二年)四月十五日

福寿院 印

病氣代

西福寺

御奉行所

右之通書付差上候処、右之段相聞届候間、勝手ニ引取候様被仰相済申候、夫ヨリ興福寺中蔵院江参リ口上書差出申候義次之通

書付を以奉申上候口上(注、内、興福寺中蔵院へ出した口上書)

当山中興解脱上人御忌法事、当三月廿一日ヨリ三七日之間法事仕度候ニ付、右為知札御当地猿沢池ノ辺江相建申度段、先達而御届申候処、御承知被下候所奉存候、然ル所右法事も無滞相勤申候間、右之場所へ建置候建札引取申度、此段御届奉申上候以上、

城州笠置寺惣代

福寿院 印

代 西福寺

申四月十五日

興福寺六方御沙汰中蔵院

御役人中

右之通之書付差出候処、是ハ御念ニ入、御勝手ニ御引取被成、右之段承知致し候間取次被申越ニ付、右之趣翌十六日九ツ時ニ代僧西福寺帰山仕、拙寺へ右之次第相可届、慥ニ承置候、勿論右式ヶ所建札候向、十五日暮方迄ニ引取相済申候

伊州表之義、直ニ可参之所、拙僧病氣ニ付、当廿一日暮方伊州へ着仕候、翌廿二日早朝柚原半左衛門様御屋舗へ上リ書付差上候趣左之通

㊦ (福寿院名なく、大判の印のみ)

御届奉申上候口上書 (注、城和奉行所へ出した口上書)

一当申三月廿一日ヨリ四月十二日迄三七日之間、当山中興解脱上人六百遠忌法事ニ付、御城下於天神宮へ右為知札相立申度段、先達而御願申上候処御聞届被成下難有奉存候、然ル処右法事之義も無滞満日相勤申候ニ付、右之場所江建置候建札引取申度奉存候、何卒右之段御聞届ケ被成下候ハ、難有奉存候以上

城州笠置寺

惣代 福寿院 印

文化九^甲年四月

御奉行所

右之通書付差上候処、御取次被仰候ニハ、慥ニ承り届候、相済候間勝手ニ高札引取致様被仰申候間、直ニ札引取、廿三日申之刻帰山済候

(その九)

文化九年(一八二二年)四月廿日

解説 冒頭の西奉行所とは京都にあった東西両奉行所の一つ。西奉行所は地下鉄東西線二条駅前駅徒歩三分、東奉行所は JR 二条駅から徒歩一分のところであり、両奉行所は隔月交代にて任についていた。

法要が終わってホツとしたのも束の間、建札願いでいろいろ確執のあった京都奉行所に法要終了の挨拶と建札引取が行はれていなかったため、役所の叱責にあうという問題が生じた。一連書類の最後となるこの資料は惣代として役所の折衝窓口となった福寿院に代わり多聞院が作成している。福寿院は「煩に付」として謹慎していたためである。

最初の文面では京都西奉行所が受け取らなかつたのか、二通目は文面を変更して具体的にその失態を記した詫び状となっており、更に福寿院の赦免を願っている。

苦勞して修正の文書を西奉行所に提出したところ、四月の月番は東奉行所だといわれ、結局東奉行所に二通、西奉行所に一通提出するとういややこしい対応となった。文面最後の「殊外六ヶ敷相見申候」は一連の対応をみると本音だろう。

原文

(注、京都奉行所への文書)

乍恐御断書

京西御奉行、東へも式通

一当寺中興解脱上人六百年忌ニ付、去三月廿一日ヨリ三七日之間、法事執行中毘沙門天其外

靈仏靈宝為拜ニ付、為知セ五条橋西詰、南笠置村、伏見京橋詰、大坂日本橋詰、南都猿沢之池際へ建札仕度御願申上、御聞被成下候処、為拜閉帳ニ付、建札引取之儀、伏見大坂南都表夫々御役所へ御届申上、引取申度奉存候ニ付、乍恐此段御断申上候、以上

文化九_申年（二八二二年）四月廿日

城州相楽郡笠置山一山惣代年預

福寿院

御奉行所

煩ニ付代

多聞院 印

（注、京都奉行所への修正文書）

乍恐御断書

京西奉行兩通

一当寺中興解脱上人六百年忌ニ付、去三月廿一日ヨリ三七日之間、法事執行中毘沙門天其外靈仏靈宝等、為拜申度旨奉願、御許容被成難在御座候、然処右日限、当月十二日ニ而相滿閉帳仕候、其砌早速御断可申上候、一山惣代年預福寿院義不快ニ末不相勝不申候、心得違延引之段、御赦免奉願上候、乍延引此段御断奉申上候、以上

城州相楽郡笠置山一山惣代年預

福寿院

煩ニ付代

多聞院

文化九_申年（二八二二年）四月廿日

御奉行所

（注、大阪奉行所への文書）

乍恐口上

一当寺中興解脱上人六百年忌ニ付、先月廿一日ヨリ三七日之間、法事執行中、毘沙門天其外靈仏靈宝等、為拜申候趣旨奉願、御許容被成下難有奉存候、然処、右日限、当月十二日ニ相滿閉帳仕候、依之去未十一月九日奉願上、御当地日本橋詰へ差出シ置候建札、引取申度、此段奉願上候、尤早速御伺可申上候、一山惣代年預福寿院義、病氣ニ罷在、右御断延引之段、御赦免奉願上候、以上

城州相楽郡笠置寺

福寿院

病氣代

多聞院

印

文化九_申年（二八二二年）四月廿二日

丑年懸リ

西御奉行所

如斯罷越候処、当月番東ニ付、東御役所へ罷出候御様被仰趣、東寺社方ニ而御聞濟御座候事

申年四月廿四日、京都御奉行所へ罷出、申候願書左之通り

□月番西御役所方内部屋ニ而松尾へ談合、願書三通、二通へ東役所へ差出し、建札引取延引ニ付、御呵ニテ相濟、殊外六ヶ敷相見申候、